平成２２年（フ）第３６１号
三重県桑名市野田１丁目７番地５　ベルドミール桑名106号
債務者　土岐　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
兵庫県川西市東畦野山手２丁目７番34号、前住所大阪市東成区大今里南５丁目19番地27号
債務者　善家　豊文
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３８２号
奈良県香芝市旭ヶ丘３丁目16番地の16、前住所奈良県香芝市旭ケ丘４丁目15番地の27
債務者　梶原　省一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見1887番地
債務者　丸瀬　良子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番17―206号、前住所奈良県橿原市十市町403番地の25
債務者　松本れい子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
奈良県大和高田市栄町２－６　コーポ津川301、住民票上の住所奈良県五條市野原西４丁目12番25号
債務者　上田　博士
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾705番地８
債務者　山口　暢子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4253番地、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町松里園１丁目14番９号
債務者　林　　隆行
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
奈良県橿原市石川町353番地の７
債務者　原山　宏美（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
鳥取県米子市米原６丁目９番41号　101号
債務者　大田　公代
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１６６号
広島県三原市明神３丁目12番４―203号
債務者　広中　慎哉
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
山口県下関市秋根上町２丁目３番７号　アレス秋根105号
債務者　藤永　重治
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
山口県下関市向洋町３丁目３番13号
債務者　下城　宣明
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
山口県下関市大字福江112番地　市営安岡福江住宅１―64号
債務者　濱﨑　孝子（旧姓丸井）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
徳島県阿南市柳島町六反地80―１、住民票上の住所徳島県阿南市柳島町蛭子裏29番地２
債務者　今川　初美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１６９号
福岡県田川市大字伊田2717番地
債務者　川田　暁彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１７２号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　赤坂　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで　福岡地方裁判所田川支部